



平成 30 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 ジャパンエレベーターサービス  
ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長CEO 石田 克史  
(コード番号：6544 東証マザーズ)  
問い合わせ先 取締役副社長執行役員CFO経営管理本部長  
今村 公彦  
TEL：03-6262-1625

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 24 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の目的

- (1) 今後の業容拡大とコーポレート・ガバナンス体制充実に備えるため、取締役の員数の上限を 12 名以内から 14 名以内に変更するものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、コーポレート・ガバナンスを一層強化するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 20 条（任期）第 1 項について所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等について、株主総会の決議によるほか取締役会の決議により行うことができるよう、変更案のとおり定款第 40 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第 9 条（自己の株式の取得）、第 42 条（中間配当）を削除するものであります。
- (4) 現行定款第 14 条の株主総会招集権者及び議長に関する定め、第 22 条の取締役会招集権者及び議長に関する定めを実態に即した内容に変更するものであります。
- (5) 当社及び子会社の事業活動の現状に即し、今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条に事業目的の追加を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 30 年 6 月 26 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 30 年 6 月 26 日 (予定)

以 上

(別紙)「定款変更の内容」

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する外国会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) ～ (11) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(12) 上記各号に付帯する機械器具、資材、消耗品の供給販売</p> <p>(13) 上記各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第9条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役<u>社長</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2 取締役<u>社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が株主総会を招集し議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する外国会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) ～ (11) (現行どおり)</p> <p><u>(12) 古物の売買</u></p> <p><u>(13) 広告業</u></p> <p><u>(14) 防犯サービス事業</u></p> <p>(15) 上記各号に付帯する機械器具、資材、消耗品の供給販売</p> <p>(16) 上記各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第9条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役<u>会長</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2 取締役<u>会長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が株主総会を招集し議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役<u>社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第23条～第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第35条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第14条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>14</u>名以内とする。</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役<u>会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役<u>会長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第22条～第26条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第27条～第34条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第42条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第43条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第40条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p>第42条 (現行どおり)</p>